

保育施設利用のご案内①

令和7年度（2025年度版）

保育施設の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認のうえ、お申込みください。
保育料の情報については「保育施設利用のご案内②」に掲載しておりますのであわせてご確認ください。
また、入所後のお手続き等についても記載しておりますので、大切に保管してください。



保育施設の定員や保育サービス、保育料等は、作成日現在の情報をもとに編集しております。

変更が生じた場合は、随時、市ホームページや窓口等でご案内しますのでご了承ください。



取手市こども部保育課入所係（取手市役所新庁舎3階）

電話：0297-74-2141（内線1725・1726）

E-mail：kosodate@city.toride.ibaraki.jp

〒302-8585 取手市寺田5139番地

<http://www.city.toride.ibaraki.jp>

令和7年度情報 受付期間

利用申込みの受付期間

利用は各月1日からです。利用児童を調整する入所判定会議を毎月中旬に行いますので、利用希望月の前月10日まで（土・日・祝日の場合は、その前日まで）に申込み手続きをしてください。

利用希望日	受付期間	判定会議（予定）
令和7年4月1日 利用希望 (2025年)	→ 11/20(水) ～ 12/6(金) 一次受付分	1/14(火)
	2/1(土) ～ 3/10(月) 二次受付分	3/17(月)
5月1日 利用希望	→ 3/11(火) ～ 4/10(木)	4/17(木)
6月1日 利用希望	→ 4/11(金) ～ 5/9(金)	5/16(金)
7月1日 利用希望	→ 5/10(土) ～ 6/10(火)	6/17(火)
8月1日 利用希望	→ 6/11(水) ～ 7/10(木)	7/17(木)
9月1日 利用希望	→ 7/11(金) ～ 8/8(金)	8/15(金)
10月1日 利用希望	→ 8/9(土) ～ 9/10(水)	9/17(水)
11月1日 利用希望	→ 9/11(木) ～ 10/10(金)	10/17(金)
12月1日 利用希望	→ 10/11(土) ～ 11/10(月)	11/17(月)
令和8年1月1日 利用希望	→ 11/11(火) ～ 12/10(水)	12/17(水)
(2026年)2月1日 利用希望	→ 11/11(火) ～ 12/10(水)	1/14(水)
3月1日 利用希望	→ 11/11(火) ～ 12/10(水)	2/16(月)
4月1日 利用希望	→ (2025年11月～12月の予定)	(1月中)

令和7年度（2025年度）クラス編成表

令和7年（2025年）4月1日時点での年齢でクラスが決まります。

クラス年齢	生年月日	
5歳児	H31. 4. 2 ～ R2. 4. 1	2019. 4. 2 ～ 2020. 4. 1
4歳児	R2. 4. 2 ～ R3. 4. 1	2020. 4. 2 ～ 2021. 4. 1
3歳児	R3. 4. 2 ～ R4. 4. 1	2021. 4. 2 ～ 2022. 4. 1
2歳児	R4. 4. 2 ～ R5. 4. 1	2022. 4. 2 ～ 2023. 4. 1
1歳児	R5. 4. 2 ～ R6. 4. 1	2023. 4. 2 ～ 2024. 4. 1
0歳児	R6. 4. 2 ～	2024. 4. 2 ～

もくじ

はじめに.....	1
保育の必要性の認定について.....	2
保育コンシェルジュに気軽にご相談ください.....	3
利用の申込み.....	4
申込み対象者.....	5
オンライン申請について.....	5
申込みに必要なもの.....	5
広域入所の手続きについて.....	7
申込みにあたっての注意点.....	8
入所してからの手続き.....	9
児童の健康と安全のために.....	12
よくあるご質問 FAQ.....	13
取手市保育施設の利用調整に関する基準.....	17

はじめに

1. 保育施設等とは

保護者が就労や病気等の事情により、日中、育児ができない期間に限って保護者に代わりお子さんを保育する施設です。幼児教育の場として小学校入学準備のため、集団生活に慣れさせるため、あるいは下のお子さんの保育に手がかかるためという理由だけでは利用の対象とはなりません。（取手市では、公立の施設を『保育所』、私立の施設を『保育園』としています。また、認定こども園の保育所部もあります。）

教育・保育施設		認定区分	認定申請先	入園申請先
認定こども園	幼稚園部	1号認定	保育課	各施設
	保育所部			
保育所・保育園		3号認定	保育課または 藤代総合窓口課	

この案内では『認定こども園の保育所部』と『保育所・保育園』を『保育施設等』としています。

2. 取手市における保育施設・教育施設の種類

種別（令和5年9月時点）	認定区分			施設名称
	3号	2号	1号	
公立保育所 (4園)	●	●		永山保育所
	●	●		井野なないろ保育所
	●	●		白山保育所
	●	●		久賀保育所
私立保育園 (9園)	●	●		取手保育園
	●	●		ふたば保育園
	●	●		育英保育園
	●	●		たちばな保育園
	●	●		共生保育園
	●	●		稲保育園
	●	●		戸頭東保育園
	●	●		藤代駅前ナーサリースクール
	●	●		藤代中央保育園
幼保連携型認定こども園 (7園+分園1園)	●	●	○	たかさごスクール取手
	●			たかさごスクール取手アネックス
	●	●	○	取手ふたば文化
	●	●	○	めぐみ幼稚園
	●	●	○	みどりが丘幼稚園
	●	●	○	戸頭さくらの森
	●	●	○	取手幼稚園
	●	●	○	つつみ幼稚園
幼稚園型認定こども園		●	○	光風台幼稚園
		●	○	白山幼稚園
幼稚園型認定こども園：接続型	●	●	○	あづま幼稚園
施設給付型幼稚園			○	チューリップ幼稚園
			○	チューリップ第二幼稚園
			○	(市立) 藤代幼稚園
事業所内保育事業	●			取手市医師会どんぐり保育園

保育の必要性の認定について

1. 認定とは

保育所・保育園、幼稚園、認定こども園などの利用を希望する保護者の方には、利用のための認定を受けていただきます。次の3つの区分に応じて、施設などの利用先が決まっていきます。

<p>1号認定 教育標準時間認定 お子さんが満3歳以上で、教育を希望する場合 利用先 幼稚園、認定こども園（幼稚園部）</p>	<p>2号認定 満3歳以上・保育認定 お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 利用先 保育所、保育園、認定こども園（保育所部）</p> <p>3号認定 満3歳未満・保育認定 お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合 利用先 保育所、保育園、認定こども園（保育所部）</p>
---	---

2. 保育を必要とする事由と認定有効期間

2号・3号認定に当たっては、保護者（父母）に次のいずれかの事情があり、常時保育が必要な状態にあることが必要です。「集団生活を体験させたい」、「教育を受けさせたい」などの方は、1号認定となります。

保育を必要とする事由		保育の必要量	認定期間・利用期間
就 労	日常の家事以外の仕事をしている場合 ※フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働などを含む	【保育標準時間】 月120時間以上かつ月12日以上 【保育短時間】 月64時間以上かつ月12日以上	小学校就学前までの間で保育を必要とする期間
求職活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	保育短時間	90日間(3か月)
育児休業取得中の継続利用	育児休業取得中に、既に保育を利用している子がいて継続利用が必要な場合	保育短時間	産まれるお子さんが1歳を迎える年度の3月末まで
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	保育標準時間	出産予定月を含む最長3か月間
就 学	学校教育法第1条、同法124条、同法134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設または職業訓練校に在学	【保育標準時間】 月120時間以上かつ月16日以上 【保育短時間】 月64時間以上かつ月16日以上	卒業予定日、修了予定日が属する月の月末まで
疾病・障害	病気、負傷、心身に障害がある場合	申請内容による	小学校就学前までの間で保育を必要とする期間
介護・看護	同居の親族（長期間入院等をしている場合も含む）を、常時、介護又は看護している場合	【保育標準時間】 月120時間以上かつ月16日以上 【保育短時間】 月64時間以上かつ月16日以上	
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合	保育標準時間	
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	
その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	

※事由によって認定期間が異なります。事由がなくなったときは、認定取消（退所）となります。

※保護者がお子さんを保育できる場合は、認定を受けられません。

3. 保育の必要量とは

○ 保育の必要量とは「保育を利用できる時間の上限」のことです。

【保育標準時間】		←←←←11時間（利用可能な時間帯＝保育の必要量）→→→→		
延長保育		原則的な保育時間（8時間）		延長保育
【保育短時間】		←←←8時間（利用可能な時間帯）→→→		
延長保育	時間外保育	原則的な保育時間（8時間）	時間外保育	延長保育

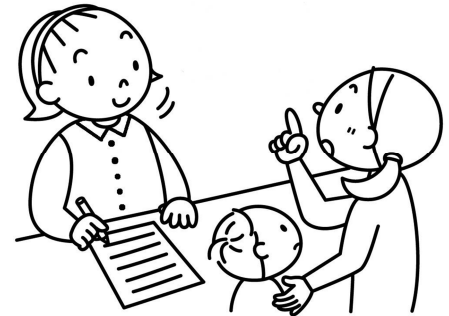
「保育標準時間」の場合、利用できる時間は、通勤時間や休憩時間等を考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります（最長11時間）。

4. 認定証とは

1. 保育の必要が認定された方に、「認定証」を発行します。認定証があることで利用先の保育施設等が必ず決まるわけではありません。
2. 認定証は申請を受付けてから原則30日以内に発行します。ただし4月入所分については、利用調整を1月に集中して行うことから、その後の発行となりますのでご了承ください。
3. 3号認定の場合、制度上、有効期間が「満3歳の誕生日の前々日まで」となります。
4. 年度の途中で3号認定から2号認定に切り替わったとしても、当該年度中はクラス年齢は変わりません。

保育コンシェルジュに気軽にご相談ください

取手市では利用者支援事業として、保育サービスに関する専門相談員である**保育コンシェルジュ**が取手市の教育・保育施設や子育て支援に関する情報を提供しています。保護者のご希望やご家庭の様子などを伺いながら、それぞれのニーズに合ったサービスをご提案します。保育課の窓口に在籍していますので、いつでも気軽にご相談ください。



利用の申込み

認定から利用までの流れ

準備	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書の作成依頼はお早めに。有効期限は証明日から3か月です。 ・保育施設の見学は直接各園へお問い合わせください。認定こども園を希望される際は、必ず見学してください。 ・お子さんの発育・発達・疾患等で経過を見ていることがありましたら、保育施設へ見学に行かれる際、お子さん同伴で行かれることをお勧めします。
申請	<ul style="list-style-type: none"> ・必要書類を揃え、締め切りまでにオンラインで申請してください。システム管理等のため、お申込みが一時的にできなくなる場合がありますので余裕をもって申請してください。 ※市外の保育施設等を希望される場合、申請方法が異なりますので、保育課へお問い合わせください。（詳細は、7ページをご確認ください）
確認	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込み後、世帯や就労状況について保育課で確認します。現地調査や電話調査等を行ったり、追加資料を求めたりする場合があります。申請時にご登録いただいたメールでお知らせいたします。
入所判定	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月15日頃に入所判定会議を行います。利用調整基準に基づき利用調整します。 ・お申込みの順番や、待機している期間は判定に関係しません。
内定連絡	<ul style="list-style-type: none"> ・入所判定会議の結果は、オンライン申請時に登録したメールアドレスへご連絡します。※1 ・入所内定者には、保育施設での面接の日時もお知らせします。
面接	<ul style="list-style-type: none"> ・面接はお子さん同伴で、母子手帳をお持ちの上ご出席ください。お子さんにアレルギーがある場合、必要書類をご用意の上、面接時に保育施設へご提出ください。（詳細は、15ページをご確認ください） ・施設によって、面接日同日に健康診断を実施する場合があります。
入所決定	<ul style="list-style-type: none"> ・面接後、集団生活が可能と認められたときは、施設等利用調整結果通知書（利用承諾）等をオンライン申請時に登録したメールアドレスへお送りします。 ・保育料口座振替の手続きを金融機関で行ってください（公立保育所0～5歳児・私立保育園0～2歳児）。用紙は、面接時にお受け取りください。
入所	<ul style="list-style-type: none"> ・入所月の1日付けで入所となります。 ・利用開始後の一定期間は慣らし保育のため、保育時間が短くなります。慣らし保育は児童の状態によって異なります。

※ 内定しなかった場合

- 施設等利用調整結果通知書（利用不承諾）は入所判定会議後（22日頃）にご自宅へお送りします。通知書の発行は、原則年度内の申込みの最初の月のみです。
- 1度利用申請をご提出いただくと、当該年度内は翌月以降も自動的に審査が継続されますので、毎月申請していただく必要はありません。（翌年の3月1日利用判定分まで）
- 希望施設の変更をご希望の場合、保育課のメールアドレス（kosodate@city.toride.ibaraki.jp）までご連絡ください。その際、申請中のお子様のお名前と申請番号を、本文中にご記載ください。数日経っても、申請内容に修正が反映されていない場合には、お手数ですが保育課までご連絡ください。
- 翌月以降の審査結果については、**利用内定時のみ連絡**をいたします。
- 翌年度4月以降の入所は改めての申請が必要です。受付時期は11月下旬から12月上旬頃です。
- 長期間利用待ちとなっていることや、お申込みの順番は利用の可否には関係しません。

申込み対象者

- 取手市に住民登録がある方又は取手市に転入予定の方は、オンライン申請となります。窓口や郵送での受付はしていません。特別な事情等※により、オンライン申請が困難である場合は、保育課へご相談ください。※日本語を読むことが困難な方、海外在住の方（海外ブラウザに対応していないため）など
- 以下に該当する方は、オンライン申請でのお申込みができません。窓口（書類）申請となります。
 - 取手市から転出予定がない方で、他市区町村の保育施設等を希望する方
（7ページ「広域入所の手続きについて」の2を参照）
 - 取手市に転入予定のない方で、取手市の保育施設を希望する方
（8ページ「広域入所の手続きについて」の4を参照）

オンライン申請について

こちらの QR コードから申請が可能です



オンライン申請方法



申込みに必要なもの

1. 本人確認書類・マイナンバー確認書類について

オンライン申請：保護者（申請者）の本人確認書類の写しを添付します。お手元にご用意ください。

窓口（書類）申請：保護者（来庁者）の本人確認が必要となります。本人確認書類をお持ちください。※申請書への個人番号の記載にあたっては、あらかじめ他の世帯員に利用目的を説明し同意を得てください。

マイナンバー確認書類	【マイナンバーカードをお持ちの方】 マイナンバーカード 【マイナンバーカードをお持ちでない方】 個人番号の通知カード、個人番号記載の住民票または住民票記載事項証明書
本人確認書類	【マイナンバーカードをお持ちの方】 マイナンバーカード 【マイナンバーカードをお持ちでない方】 <u>写真付き身元確認資料 1 点</u> 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳 <u>前述の提示が困難な場合は下記より 2 点</u> 各種健康保険被保険者証、各種共済組合の組合員証、年金手帳、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書、住民票、住民票記載事項証明書、官公署等からの発行書類で氏名・生年月日・住所の記載があるもの

2. 必要書類について

★の様式については、取手市ホームページからダウンロードできます。

1. オンライン申請の場合

- 保育にあたれない証明書（児童の父母と60歳未満の同居祖父母は、以下のいずれかが必要※です。同一住所に居住している場合は、世帯が別であっても同居とみなします。）

※60歳未満の同居祖父母がお子さんを保育できる場合は、利用の優先順位が低くなります。

就労（予定）している方 育児休業から復帰を予定している方	就労証明書★ 自営の方や勤務先の経営者が自身又は親族の方は、添付資料【 <u>営業許可証・開業届・請負契約書・受注表・最新分の確定申告書・源泉徴収票・給与明細書（原則3か月分）</u> 】のいずれか一つの提出が必要です。申請者本人の仕事内容・実績のわかるものを提出してください。
出産の方	分娩予定日のわかるもの
疾病の方	診断書（ <u>保育ができないことが明記されている発行3か月以内のもの</u> ）
障害がある方	障害者手帳等（氏名・等級記載部分）
同居家族の看護・介護をしている方	介護・看護状況申告書★ + 診断書（発行3か月以内のもの）または障害者手帳・介護保険証
学校に在学中の方	在学証明書（学生証） + 時間割表
求職活動中の方	公共職業安定所（ハローワーク）等を利用していることがわかるもの

2. 窓口（書類）申請の場合

下記書類を保育課・藤代庁舎藤代総合窓口課へご提出ください。郵送で申請する場合は、郵便事故等のために到着が確認できないことを防ぐため、特定記録郵便又は簡易書留での郵送を必須とします（締切日必着）。

- 子どものための教育・保育給付認定申請書★
 保育施設等の利用申込書①★
 保育にあたれない証明書（上記の表を参照）

※求職活動中の方は、上記に加え、就労確約書★のご提出が必要です。

- 保育施設等利用申請時整理票③★
 児童の状況④★
 家庭の状況⑤★（世帯で一枚提出）
 確認書⑥★（世帯で一枚提出）

3. オンライン申請・窓口（書類）申請共通

- 下記に該当する場合の追加書類
- 一時保育を利用している方・・・領収書等、継続的に利用していることが分かる書類
 - 認可外保育施設や事業所内保育施設を利用している方・・・利用日数がわかる書類
 - 転入予定の方・・・広域入所確認シート（市外在住者）★、不動産売買契約書又は賃貸借契約書、住民税所得割課税額がわかるもの（住民税納税通知書や所得証明書など）
 - 生活保護を受けている方・・・生活保護受給証明書
 - 里親制度を利用されている方・・・里親委託（措置）決定通知書

□ こちらから追加でお願いする可能性がある書類

- 1月1日時点の住所地が市外の方（いずれか一つ）・・・住民税課税証明書(又は非課税証明書)、住民税特別徴収額の決定通知書（給与天引きの方）、住民税納税通知書（納付書の方）
- 海外在住等で日本で課税されていない方・・・年間収入についての会社発行の給与支給証明書

4. 追加・不備書類の提出

追加や不備書類は、保育課のメールアドレス（kosodate@city.toride.ibaraki.jp）までご提出ください。

メール件名に「取手市保育申請について」、本文に「申請されるお子様のお名前、生年月日、提出される書類の内容」を記載し、お送りください。

広域入所の手続きについて

★の様式については、取手市ホームページからダウンロードできます。

1. 取手市から転出予定の方で、他市区町村の保育施設等を希望する方

- 相手方市区町村の保育担当窓口へ、①取手市からの協議（取手市を経由した申請）が必要か、②申込受付期間、③必要書類をご確認ください。
協議の必要がなければ、原則転出予定の市区町村に直接申請していただけます。
市区町村によっては、取手市を経由して提出が必要な場合がありますので、取手市からの協議が必要かどうか、必ずご確認ください。確認にあたっては広域入所確認シート（市内在住者）★をご参照ください。
- 内定した場合には、在園中の保育施設や保育課まで必ずお知らせください。

2. 取手市から転出予定がない方で、他市区町村の保育施設等を希望する方

- 窓口（書類）申請となります。
- 取手市保育課又は藤代庁舎藤代総合窓口課で申請手続きを行っていただけます。
事前に、相手方市区町村の保育担当窓口へ、①申込みが可能か、②申込受付期間、③必要書類、などをご確認ください。
取手市から相手方市区町村に郵送するまでの事務処理上、締切日から10日程度余裕を持って申請してください。
- 他市区町村においても取手市同様、市民を優先としているため、転出予定がない方の受入れは、非常に困難な状況です。十分ご検討のうえ申込みをしてください。

3. 取手市に転入予定の方で、取手市の保育施設を希望する方

- オンライン申請で申込みが可能となります。
- 広域入所確認シート（市外在住者）★と取手市への転入予定がわかる書類（不動産売買契約書又は賃貸借契約書）、所得割課税額がわかるもの（住民税課税証明書等）を添付してください。
- 入所が決定した場合は、以下の手続きを入所開始前月末までに全て完了させてください。所定の手続きが完了されていないと、入所取り消しとなります。
 - ✓ 取手市への転入（住民票の異動）
 - ✓ 保育施設等での面接に出席（事前に保育施設等と日程調整したうえで）

- 入所が決まらなかったことにより、現在入所中の保育施設を継続して利用したい場合、転入前の市区町村へご確認ください。継続利用が可能な場合、別途手続きが必要となりますので、保育課へお問い合わせください。

4. 取手市に転入予定のない方で、取手市の保育施設を希望する方

- 0歳児クラスおよび公立保育所の1歳児クラスへのお申込みはできません。
(私立保育園、認定こども園(保育所部)の1歳児クラスから申込み可) ※
- 4月一次入所申請については、受付できません。※

※ただし、取手市内の認可保育施設の保育士としてフルタイムで勤務する場合、この制限はありません。

- 4月二次入所以降の申請については、現在住民票のある市区町村にて、その市区町村の申請書類・手続きに従って申し込んでください。取手市の締切日10日前までに、現在お住まいの市区町村で手続きを完了させてください。
- 取手市においても市民を優先としているため、市外からの受入れは非常に困難な状況です。十分ご検討のうえ申込みをしてください。
- 現在継続利用されている方についても、来年度は新規扱いとなり、4月以降は利用できない場合があります。

申込みにあたっての注意点

育児休業中の方

- 育児休業から同じ職場に復帰する場合、申込みができます。
- 職場復帰日より利用希望可能月が異なります。就労証明書の育児休業等の欄で復帰日を確認します。
- 申込児童が保育施設に入所した場合、入所月の翌月15日までに復帰できることを勤務先とご協議ください。
- 入所後には再度、**申請時と同条件で**復職したことを確認するための就労証明書を提出してください。

	4月 利用希望	5月以降 利用希望	
復帰日	5月15日までに復帰	月の1～15日に復帰	月の16日以降に復帰
申請時期	一次・二次受付で 申込み	復帰月の前月から 利用希望可能	復帰月から 利用希望可能
		利用希望前月10日までに申込み (10日が休日にあたる場合、その前の平日まで)	

移籍（通っている施設を移ること）の注意

- お申込み後に移籍の意思がなくなった場合は、ただちに申請を取り下げてください。
- 入所後、移籍のお申込みができますが、必ず移れるわけではありません。また、移籍の承諾が出た場合は、元の施設には戻れません。

保育施設の利用申込みについて

- 希望施設は空きの有無にかかわらず通える範囲で希望する順番に入力してください。いくつでも構いません。
- 利用調整基準点数の高い方から利用先を調整し、その順番で2か所以上利用可能な場合、希望順位の

高い施設に決定します。第1希望のみだから有利ということはありません。

- 認定こども園を希望される際は、事前に見学が必須となっております。見学については各園にお問い合わせください。

就労証明書について

- 就労証明書は勤務先から証明を受け、提出するものです。記入担当の方に、就労証明書の様式とともに、記入要領も一緒に渡して作成依頼をしてください。
- 就労証明書の有効期限は証明日から3か月です。
- また、利用申込み時以外にも下記のタイミングで必要になります。
 - ✓ 育児休業を取得するとき：出産後、2ヶ月以内に
 - ✓ 育休から復帰したとき：復帰後すぐに
 - ✓ 雇用期間の延長など、内容に変更があったとき
- 自営の方や勤務先の経営者が自身又は親族の方は、添付資料（申請者本人の仕事内容・実績のわかるもの）の提出が必要です。

入所してからの手続き

★の様式については、取手市ホームページからダウンロードできます。

入所直後に必要となる手続き

下記の「申請時の状況」に該当する方は、就労状況を確認する必要がありますので、事由発生日以降に作成した必要書類を速やかにオンラインにてご提出してください。

申請時の状況	必要書類	いつまでに
出産休暇中又は 育児休業中等	★就労証明書	復職日以降、勤務先から証明を受け、入所月の翌月中までに提出してください
就労内定	★就労証明書	入所月中に就労を開始し、就労開始後に就労証明書を就労開始日以降の証明日で勤務先から証明を受け、入所月の翌月中までに提出してください
求職活動	★保育にあたれない証明書 (ただし、妊娠・出産認定は除く)	入所後、90日までが入所期限になります。求職活動を行い、期限内に就労等を開始することにより、入所期間が延長されます。

入所中の手続き

各種変更等にかかる手続き

保育施設利用にあたっての重要事項です。必ずお読みいただき、必要な手続きを把握しておいてください。状況に応じた書類をオンラインにてお手続きしてください。

	変更事由	添付書類など
家庭状況	保護者、児童氏名の変更	-
	家族構成の変更	-
	住所、連絡先の変更	-
	離婚調停中	裁判所から送付された調停期日が分かる書類
就労	転職	★就労証明書
	勤務先住所、連絡先の変更	
	就労時間、就労日数の変更	
	求職活動→内定もしくは就労開始	就労以外の保育にあたれない証明書
	退職	
妊娠・出産・ 育児休業	里帰り出産により保育の利用を一時停止する場合	-
	育児休業を取得するとき	★就労証明書
	育児休業から復帰したとき	
疾病・障害	疾病・障害	診断書（保育ができないことが明記されているもの）または障害者手帳等
介護・看護	介護・看護開始	★介護・看護状況申告書 + 診断書または障害者手帳・介護保険証
求職活動	求職活動開始（起業準備を含む）	-
就学	就学開始	在学証明書(学生証のコピー) + 時間割表
	状況	添付書類など
退所	保育施設の利用解約を希望する場合	-
長期欠席	1か月間保育施設を欠席する場合（1か月以上の場合は退園となります）	-
その他	上のお子さんが幼稚園に通っている	（保育課にお問い合わせください）
	所得税・住民税申告により、住民税額が変わったとき	修正後の申告書
	現況届（7月ごろに案内します）	保育にあたれない証明書
	保育料・給食費の引落とし口座を変更するとき	（取手市税等預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書兼廃止届書を 直接銀行へ提出 ）
保育料等の 減額・免除 申請	(1) 死亡又は離婚により生活が困難となったとき	戸籍謄本および給与証明書または収入申告書
	(2) 疾病等により収入が著しく減少し、保育料の負担が困難となったとき	給与証明書または収入申告書
	(3) 療養期間2月以上継続してこれに必要な費用を支出しているため生活が困難となったとき	医療機関の発行する領収書、概算支払書等
	(4) 天災その他の不慮の災害により損害を受けたとき 全焼・全壊・・・全額免除・期間1年 半焼・半壊・・・半額免除・期間6月 火災・水害による水損・・・30%相当額・3月	官公署の発行する罹災証明書
	(5) 児童が病気やケガなどの理由により、11日以上を連続して欠席したとき	医療機関の発行する領収書、概算支払書

現況届について

保育を必要とする事由や状況に引き続き該当していることを確認するために必要な手続きです。

毎年7月頃に各保育施設からご案内します。オンラインにてお手続きしてください。

- 保育にあたれない証明書（就労証明書等）

取手市外に転出するとき

転出の翌月以降も保育施設の利用を希望する場合

- 転出先の市区町村の保育施設等の申込み（転出先の市区町村へご確認ください。）

↓

転出先の保育施設等入所が・・・

- 決定した場合：在園中の保育施設は退園、転出先の保育施設に入所となります。
- 決まらなかった場合：転出先市区町村から在園中の保育施設への申込みが改めて必要です。
(転出先の保育施設等に入所決定するまでの間、年度末を限度に在園中の保育施設の継続が可能です。)

退所について

次のような場合、保育施設を退所していただけます。

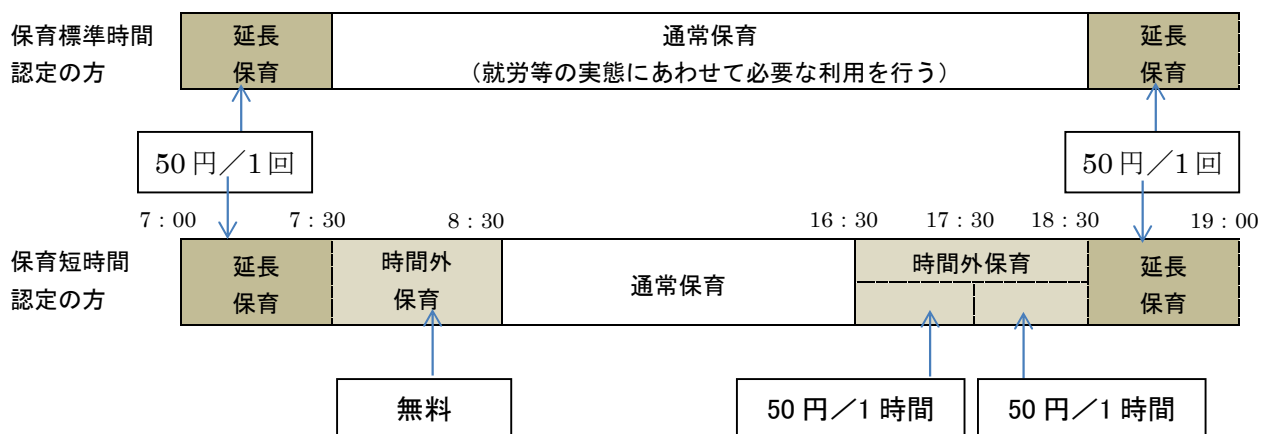
- 取手市以外の市区町村に転出されるとき。
- 保育の必要性がなくなったとき、など。
 - 病気等以外で長期にわたり保育施設を休む場合は、保育の必要性がないとみなし、退所となります。
その後、再び入所希望の場合は新規扱いになり、新たに入所申請手続きが必要となります。

在園中の保育施設を退所する場合、オンラインにてお手続きしてください。

延長保育・時間外保育について

- 「保育短時間」認定の方の時間外保育は、延長保育に加えて、時間外保育についても有料となります。
- 時間外保育は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合にのみご利用できるものであり、あくまでサービスの一環として設けられているものです。児童にとって望ましい生活リズムの確保や、施設運営上の観点から、安易な利用については見合わせてください。
- 時間外保育や延長保育を利用する場合は、利用施設にある「時間外保育利用申込書」を提出し、承認を受けなければなりません。また、**土曜日の利用は、原則として父母ともに就労等で保育が必要であることが条件**となります。

【公立保育所の時間外保育のイメージ】



児童の健康と安全のために

保護者の方へのお願い

毎朝

- 必ず朝食を食べてから登園してください。朝食を食べないで登園したお子さんは、午前中の一番活発に動ける時間を元気に活動することができません。
- お子さんの健康状態を確認し、具合が悪いときは、無理な登園は避けてください。前夜、発熱、下痢等の異常があったときは、その旨連絡してください。
- 欠席の場合は保育施設に必ず連絡してください。
- 登降園時は保護者が付き添い、『保護者から保育士の手へ』『保育士から保護者の手へ』ということを守りましょう。

保育中

- 発熱やケガをした場合は保護者に連絡します。
- 保育施設での薬の服用依頼は原則としてお断りしています。やむを得ない場合に限り、与薬依頼書記入のうえ、お預かりしています。

感染症について

- 各種予防接種は、集団生活において有効です。予定表を確認し、受けるようにしてください。
- 感染症と診断された場合は、速やかに利用中の施設に連絡してください。施設としても予防対策をとります。なお、感染の疑いがある児童は登園を控えていただく場合があります。

公立保育所利用の保険

独立行政法人 日本スポーツ振興センターに加入していただきます。お子さんが保育中や登降園中に、ケガをした場合のための保険です。**共済給付掛金の一部として、210円を負担していただきます。**

保育施設での生活の一例

	7:00	8:30	9:00	10:00	11:00	11:30	12:00	15:00	16:30	17:15	19:00	
3才未満児				授乳・おやつ	自由あそび	食事の準備	給食	お昼寝	おやつ	自由あそび	視診・降園開始	
3才以上児	早朝保育(延長保育)開始	登園・視診	家庭からの連絡	自由あそび	年齢別保育	食事の準備	給食	給食	起床・後片付け	お昼寝	絵本読み聞かせ	残留保育(延長保育)終了



申込みについて

- ① **現在保育施設を探しています。選ぶにあたり保育施設の見学をしたいのですが。**

見学できます。事前に保育施設に電話して見学日を調整してください。認定こども園を希望される際は、必ず園を見学してください。
- ② **利用の申込みは、先着順ですか？また、利用の予約は行っていますか？**

いいえ。利用の決定は先着順ではありませんので、締切日までにお申込みいただければ、同じ条件で判定をします。また、取手市では利用予約を受け付けておりません。
- ③ **就労証明書は、会社に作成してもらうものなのですか？**

「就労証明書」と「就労証明書記入要領」を勤務先担当者に渡してください。保護者記載欄以外は、勤務先が作成し、証明を受けてください。自営の場合は、自営主自ら記入・証明するほか、添付資料（申請者本人の仕事内容・実績のわかるもの）の提出が必要です。
- ④ **どの保育施設をいくつ希望するかで、入所の審査に関わることはありますか？**

いくつ希望しても審査上の有利・不利には影響しません。保育施設の利用調整は、保護者の希望順位が高い保育施設から選考をしていきます。つまり、複数の保育施設を希望した場合、第一希望で決定しなかったときに、第二希望の選考、第二希望で決定しなかったときに第三希望の選考という順に選考していきます。第一希望のみの場合は、第一希望で決定とならないと、その時点で入所待機となります。なお、希望していたにも関わらず入所決定後にキャンセルをされると、他の入所待機者に迷惑が及びますので、通える範囲で申請してください。
- ⑤ **利用不承諾となった場合、どのようにすればよいでしょうか？**

定員超過等により入所待機となった場合、当該年度内に限り、入所できるまで審査が自動的に継続されますが、希望月に入所できなかった場合に備え、次のような準備・方法で対応されるご家庭が多いようです。

 - 育児休業を延長する等、引き続き保護者が家庭保育を行う。
 - 児童を近親者等に預けて就労を始める。
 - 児童を認可外保育施設等に預けて就労を始める。（⑩参照）
 - 一時保育を利用する。
 - 職場の理解が得られ、状況的に可能であれば、職場に同伴する。
 - 通所可能な希望保育施設を追加する。
- ⑥ **移籍申込みは、在籍している保育施設を退所しないとできませんか？また、移籍が決まった後にキャンセルはできますか？**

希望先の定員が空き、移籍が決定するまでは、在籍している保育施設に通うことができます。なお、移籍希望をキャンセルする場合は、速やかに保育課へご連絡ください。連絡がない場合、当該年度中は毎月選考の対象となり、移籍が決定してしまう場合があります。移籍が決定すると、在籍中の保育施設に、他児童を入園決定（補充）してしまうため、戻ることができません。移籍申込みをされる場合は、よく検討してから申込みをしてください。
- ⑦ **保育施設の申込みをしたら給付認定証（2号・3号）が送られてきました。保育施設の利用が決まったとい**

うことですか？

給付認定証（2号・3号）は、保育施設の利用が決まったというわけではありません。保育が必要な方に交付される「保育が必要であるという証明」です。

⑧ 現在育児休業を取得して、職場復帰を控えています。職場復帰のどのくらい前から、保育施設入所できますか？

育児休業明けの職場復帰日によって変わってきます。

- ・ 月の1～15日の間に職場復帰する場合は、前月の1日からの入所
- ・ 月の16～31日の間に職場復帰する場合は、当月の1日からの入所

⑨ 育休を延長するためには何が必要ですか。

勤めている会社の担当者へ必要手続きを確認してください。不承諾通知書が必要な方は、入所判定会議終了後（22日頃）にご自宅へお送りします。申請書が必要な方は、オンライン申請画面もしくは申請書類をご自身で印刷してください。ただし、申請を取り下げた場合、不承諾通知をお出しすることはできませんので、ご注意ください。

⑩ 『認可保育園』と『認可外保育園』はどちらがうのですか？

『認可保育園』は“保育を必要とする児童”の保育を目的とした施設で、保育士数や児童一人あたりの保育面積等、児童福祉法の基準を満たす運営が求められます。『認可外保育園』は、この認可保育園に該当しない児童保育施設のひとつで、“保育の必要性がない児童も”任意で利用できます。利用手続きは、施設に直接お問い合わせください。

⑪ 保育にあたって特別な配慮を必要とするお子さんについて（事前に保育課へお問い合わせください）

◇ 医療的ケアの実施を必要とするお子さんの入所について（医療的ケア児の入所受付は4月のみできます）

当市では、「取手市保育所等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドライン」に基づき、「取手市医療的ケア児保育所等入所検討会議」において、集団保育の適否を判定しており、適当と認められる場合にのみ利用調整を行っています。入所検討会議に必要な申請書類をご提出いただくため、翌年4月からの入所申請を希望される方は、8月までにご相談ください。ご相談いただいた際に、必要書類を配布いたします。

※医療的ケア（医療行為）とは、保育時間中に以下の医療行為を実施することです。

喀痰吸引/酸素療法/経管栄養/血糖管理/導尿/人工肛門

◇ 医療的配慮等を必要とするお子さんの入所について

医療的配慮等が必要なお子さんとは、保育時間中に医療的ケアの実施を必要としないお子さんで、疾病や、心身の発達に遅れがある等の理由により、保育にあたって特別な配慮を必要とするお子さんのことです。医療的配慮等を必要とするお子さんが保育施設等利用調整において内定した場合は、『診断書の写し、障害者手帳等の写し、医療機関等による発達状態に関する意見書（お持ちの方）等』を提出いただく場合があります。

（注）診断書等にかかる経費は、保護者負担となります。内定後、速やかに提出してください。

なお、診断書には以下の3点を明記していただくよう医師にご依頼ください。

- ① 保育を行う環境での集団生活が可能なこと。
- ② 保育所での医療行為、与薬等が必要ないこと。
- ③ 日々の通園ができること。

入所後のことについて

⑫ **慣らし保育（入所直後の短時間保育）を行っていますか？**

原則、行っております。お子さんの状況が優先されるため、入所内定後の面接時に保護者と相談のうえ、期間や、一日あたりの保育時間について、決定します。

⑬ **児童に食物アレルギーがある場合、除去食などの対応をしてもらえますか？**

保育施設には調理室があり、調理員が給食とおやつを提供しており、食物アレルギーについても概ね対応しております。ただし、原因となる食材が不特定である場合や多種類にわたる場合などは、すぐには対応困難な場合があります。必要書類をご用意の上、面接時に保育施設へご提出ください。

必要書類は、こちらのQRコードからダウンロードが可能です。



⑭ **保育施設で投薬（与薬）を行っていますか？**

保育施設では、健康な子ども達の集団の場であるという点から、原則、投薬は実施しないこととしています。しかしながら慢性的な病気や長期服用が必要な病気等の対処薬など、どうしても保育施設で過ごす昼間の時間帯に服用しなければならない場合に限り、保育施設でお預かりする場合があります。このような場合は、保育施設にご相談ください。

また、今後、医師の診察を受ける場合は、①お子さんが何時から何時まで在所していること、②原則保育施設では投薬ができないこと、を伝えて処方の方ををお願いします。

⑮ **時間外保育を利用する基準はありますか？**

時間外保育は、就労時間等の関係でやむを得ず通常の時間内に送迎ができない場合にのみご利用できるものであり、あくまでサービスの一環として設けられているものです。児童にとって望ましい生活リズムの確保や、保育施設運営上の観点から、安易な利用については見合わせてください。なお、ご利用の際は保育施設での手続きが必要となります。

⑯ **仕事を辞めてしまいました。保育所はいつまで利用できますか？**

保育施設は、継続して入所資格が必要です。離職後に求職中となった場合、求職活動の認定期間は90日となり、保育短時間認定に変更になりますので、オンラインにてお手続きしてください。また、認定期間内に就労できなかった場合は退所となりますのでご注意ください。

⑰ **第2子以降を出産することになった場合、継続入所できますか？**

次のときに継続入所が認められます。ただし、育児休業中は、保育短時間認定に切り替わります。

- 出産休暇及び育児休暇を取得する場合：手続きをすることで、生まれるお子さんが満1歳を迎える年度の3月末まで継続入所ができます。（育児休業法に基づく休暇の取得に限ります。）
- 出産を機に職場を退職される場合：出産要件に切り替わり、出産予定月を含む3か月の認定後、退所となります。ただし、出産予定月から2か月以上前に退職される場合、出産要件に切り替えることができないため、退職した月の月末で退所となります。

⑱ **離婚した場合、利用者負担（保育料・保育所給食費）は安くなりますか？**

ひとり親家庭となった場合、同居者がいない場合は保護者ひとりのみの税額で算定しますので、利用者負担（保育料）は安くなるケースが多いです。適用は翌月からになります。

ただし、祖父母と同居しており、保護者の収入が103万円未満の場合は、祖父母を「生計同一者」として算定しますので、結果、利用者負担が高くなるケースもあります。なお、「離婚前提の別居」の場合は、夫婦関係調整調停中を除き、不在者を含めて算定します。また、保育所給食費については副食費が免除になるケースがあります。

⑱ **長期欠席した場合、保育施設の利用はどうなりますか？**

原則として1か月以上保育施設の利用がない場合、保育の必要性がないと判断し、1か月を経過した時点で退所となります。ただし、里帰り出産による保育利用一時停止届の提出、または長期欠席届を提出後に児童の病気等の事情により1か月以上欠席する場合はこの限りではありません。

取手市保育施設の利用調整に関する基準

父母それぞれの基準点数を合算したものに対し、調整点数の加算・減算を行います。

1. 基準点数

番号	類型	細目	細目 詳細	基準点数	
1	就労	就労	月20日以上	月160時間以上の就労を常態	30
				月120時間以上の就労を常態	28
				月64時間以上の就労を常態	26
			月16日以上	月128時間以上の就労を常態	27
				月96時間以上の就労を常態	25
				月64時間以上の就労を常態	23
			月12日以上	月96時間以上の就労を常態	24
				月72時間以上の就労を常態	22
				月64時間以上の就労を常態	20
2	求職活動	求職	求職中	5	
3	不存在	ひとり親家庭等	不存在・死亡・離別・行方不明・拘禁等	30	
4	出産	妊娠・出産	出産予定月を含む3ヶ月	27	
5	疾病・障害	入院	概ね1か月以上の入院を要する	30	
		精神性	精神障害者手帳1～3級	30	
			精神障害者手帳1～3級以外の程度（診断書のみ）	24	
		障害	身体障害者手帳1～2級	30	
			身体障害者3級又は4級（視覚障害に限る）	20	
			身体障害者4級（視覚障害除く）・5・6・7級	18	
			療育手帳 マルA・A	30	
			療育手帳 B	26	
療育手帳 C	24				
疾病：一般療養	医師が1か月以上の安静を要すると診断した場合（常時病臥を除く）	20			
6	介護・看護 (同居親 族・家族の み)	介護	全介護を必要とする場合（要介護認定3・4・5、重度身体障害者等）	30	
			一部介護を必要とする場合（要介護認定1・2程度）	25	
			支援を必要とする場合（要支援）	20	
7	災害	災害復旧	火災などによる家屋の損傷その他の災害復旧	30	
8	虐待・DV	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	30	
9	就学・ 技能取得	大学・専門学校 等の就学／ハ ローワーク教育訓 練講座の受講な ど	月20日以上	月140時間以上の就学を常態	25
				月120時間以上の就学を常態	23
				月64時間以上の就学を常態	21
			月16日以上	月112時間以上の就学を常態	22
				月96時間以上の就学を常態	20
				月64時間以上の就学を常態	18

2. 調整点数（★印：状況を証明できる書類の提出がない場合、加算対象外となります。）

区分	内 容	調整点数
ア	生活保護法による生活扶助を受けている ★	20
イ	産前産後休業又は育児休業期間が終わり、職場に復帰しようとするとき	4
ウ	市外認可保育施設の保育士として月20日以上1日6時間以上の勤務をする場合	3
エ	市内認可保育施設の保育士として月16日以上、1日6時間以上の勤務をする場合	15
オ	市内認可保育施設の保育士としてフルタイム(月20日以上、1日8時間以上)で勤務する場合	20
カ	きょうだい同時に新規で入所申請をするとき	6
キ	きょうだいが2号・3号で既に入所していて、新規で入所申請をするとき(新年度では卒業予定児童を除く)	10
ク	保育施設入所中で、移籍を希望するとき	1
ケ	既にきょうだいが別々の保育施設に入所していて移籍を希望している場合	15
コ	他市区町村から取手市転入に伴い、移籍を希望するとき	5
サ	保育が必要な未就学児が3人以上いる場合(多子世帯)	5
シ	勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき ★	2
ス	認可外保育施設、事業所内託児施設、児童発達支援施設、一時保育を週5回以上利用している場合(利用予定は含まない)★	5
セ	認可外保育施設、事業所内託児施設、児童発達支援施設、一時保育を週3回以上利用している場合(利用予定は含まない)★	4
ソ	父母ともに失踪・死亡しているとき	20
タ	母子・父子世帯	8
チ	母子・父子世帯に準ずる世帯(離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁)	5
ツ	里親制度を利用している子の申請の場合 ★	8
テ	同居している60歳未満の祖父母が保育にあたれない証明を提出できない場合 ※同一住所又は同一建物の場合を含む	-10
ト	入所児又は卒園児の利用者負担(保育料・保育所給食費)の滞納月がある世帯	-10
ナ	希望園に入所(園)できなかった場合は、育児休業の延長を許容できる	-60

※ 基準点数に調整点数を加えた点数が同点の場合、市民税の控除前所得割額の低い世帯を優先とする。

※ 同時加算しないケースは、「ウ」「エ」「オ」、「ク」「ケ」、「ク」「コ」、「ス」と「セ」、「ソ」「タ」「チ」。

※ 単身赴任の場合は、就労証明書下段「追加的記載項目欄」にその旨を記載した場合に加算とする。

公立保育所	幼保連携型認定こども園
2 井野なないろ保育所	14 たかさごスクール取手
3 白山保育所	15 たかさごスクール取手アネックス
私立保育園	18 みどりが丘幼稚園
5 取手保育園	施設給付型幼稚園
6 ふたば保育園	26 チューリップ幼稚園
7 育英保育園	27 チューリップ第二幼稚園
幼稚園型認定こども園	
23 白山幼稚園	

公立保育所
4 久賀保育所
私立保育園
8 たちばな保育園
9 共生保育園
12 藤代駅前ナーススクール
13 藤代中央保育園 (仮)
幼保連携型認定こども園
20 取手幼稚園
21 つつみ幼稚園
幼稚園型認定こども園
22 光風台幼稚園
公立幼稚園
28 藤代幼稚園



戸頭地域子育て支援センター

白山地域子育て支援センター

井野なないろ地域子育て支援センター

藤代地域子育て支援センター

公立保育所
1 永山保育所
私立保育園
10 稲保育園
11 戸頭東保育園
幼保連携型認定こども園
16 取手ふたば文化
17 めぐみ幼稚園
19 戸頭さくらの森
幼稚園型認定こども園
24 あづま幼稚園
事業所内保育園
25 どんぐり保育園

教育・保育施設一覧

2025年4月作成

区分	認定区分			施設名称	地図No.	所在地	電話番号	開所時間		受入年齢	利用定員		一時保育	病児保育	病後児保育	備考	申込先
	3号	2号	1号					平日	土曜日		2・3号	1号					
公立保育所	●	●		永山保育所	1	下高井2380	78-8925	7:00～19:00	平日と同じ	6か月～	100		●				
	●	●		井野なないろ保育所	2	井野3-15-1	86-7016	7:00～19:00	平日と同じ	6か月～	220		●				
	●	●		白山保育所	3	白山5-16-8	74-0543	7:00～19:00	平日と同じ	6か月～	130		●				
	●	●		久賀保育所	4	萱場891-1	83-0433	7:00～19:00	平日と同じ	6か月～	132		●				
私立保育園	●	●		取手保育園	5	白山2-9-28	73-0218	7:00～19:00	7:00～18:00	6か月～	90						
	●	●		ふたば保育園	6	東2-7-9	73-1421	7:30～19:30	7:30～18:30	6か月～	50						
	●	●		育英保育園	7	山王89-2	85-8823	7:00～19:00	7:30～18:30	6か月～	80						
	●	●		たちばな保育園	8	米田259-1	85-2241	7:00～19:00	7:30～18:30	6か月～	90		●				
	●	●		共生保育園	9	桐木219	83-1569	7:00～19:00	7:00～18:00	6か月～	70						
	●	●		稲保育園	10	西1-21-25	85-3508	7:00～20:00	7:00～18:00	6か月～	90		●		●		
	●	●		戸頭東保育園	11	戸頭3-17-1	78-2309	7:00～19:30	7:00～19:00	6か月～	138						
	●	●		藤代駅前ナーサリースクール	12	宮和田1136-1	86-6801	7:00～19:00	7:00～18:00	生後57日～	60		●				
認定こども園 幼保連携型	●	●	○	たかさごスクール取手	14	井野3-16-1	72-1708	7:00～19:00	7:00～18:00	生後57日～	122	15	●				
	●			たかさごスクール取手アネックス	15	中央町2-25	85-2613	7:00～20:00	7:00～18:00	生後57日～1歳	16					2歳児クラスから本園利用	
	●	●	○	取手ふたば文化	16	西1-21-18	74-6666	7:00～19:30	7:30～18:30	6か月～	86	90					
	●	●	○	めぐみ幼稚園	17	戸頭3-4	78-5588	7:00～19:00	平日と同じ	6か月～	72	70					
	●	●	○	みどりが丘幼稚園	18	本郷4-10-7	73-3310	7:00～19:00	7:00～18:00	6か月～	76	118					
	●	●	○	戸頭さくらの森	19	戸頭4-5-7	78-3803	7:00～19:00	平日と同じ	6か月～	79	45					
	●	●	○	取手幼稚園	20	小文間4188	72-3160	7:30～19:00	平日と同じ	6か月～	40	24					
	●	●	○	つつみ幼稚園	21	双葉3-7-1	83-3591	7:30～18:30	平日と同じ	6か月～	48	60					
認定こども園 幼稚園型		●	○	光風台幼稚園	22	光風台1-2-1	83-3545	7:50～18:50	平日と同じ	満3歳～	10	75					
		●	○	白山幼稚園	23	白山2-9-7	73-2037	8:00～19:00	平日と同じ	満3歳～	20	45					
	●	●	○	あづま幼稚園	24	ゆめみ野4-22-1	78-8341	7:30～18:30	平日と同じ	6か月～	73	105					
事業所内保育施設	●			取手市医師会どんぐり保育園	25	野々井1926-2	70-2522	7:00～19:00	平日と同じ	3か月～	30(地域枠含)		●	●	●	3歳児から近隣の連携施設へ入園	
給付型 幼稚園型 施設			○	チューリップ幼稚園	26	取手3-6-27	73-4121	8:00～18:00	8:00～12:00	満3歳～		35					
			○	チューリップ第二幼稚園	27	吉田13-1	73-1263	8:00～18:00	8:00～12:00	満3歳～		25					
			○	(市立)藤代幼稚園	28	藤代53	82-2008	8:50～16:00		年中・年長		70					

取手市役所保育課・藤代庁舎藤代総合窓口課（1号は各園）

各園

保育施設利用のご案内②

保育料情報版

保育所等の入所を希望する保護者の方は、必ず本冊子の内容をご確認のうえ、お申込みください。
通年版の基本情報については「[保育施設利用のご案内①](#)」に掲載しておりますのであわせてご確認ください。

取手市こども部 保育課（取手市役所 3 階）
電話：0297-74-2141（内線 1725・1726）
〒302-8585 取手市寺田 5139 番地

もくじ

0～2 歳児クラスの利用者負担額（保育料）について	1
利用者負担額（保育料）の納付について.....	3
保育料無償化のポイント.....	3
給食費（主食費・副食費）について.....	4
給食費の取扱いは施設によって違います.....	4
幼児教育・保育無償化についての概要.....	5
（参考）市民税所得割額の確認方法.....	6
給食費一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）	7

0～2歳児クラスの利用者負担額（保育料）について

教育・保育施設の利用者負担額は、保育の実施に必要な経費の一部を、利用する児童の保護者に負担していただく費用です。

取手市では国の水準と比較して、負担階層区分を細分化し、急激な利用者負担額の増減を抑えるとともに、国水準との差額を市が負担することにより利用者負担額の軽減を図っています。0～2歳児クラスについては国水準の8階層を15階層に細分化しております。

利用者負担額は父母の市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定しますが、父母の収入が103万円に達していない場合には、生計の中心者を同居祖父母とみなし、同居祖父母の市民税額も含めて算定します。詳しい算定方法については、下記をご覧ください。

利用者負担額（保育料）の決め方

1. 全ての世帯に関わること

- ① 利用者負担額は、世帯にかかる市民税額、お子さんの支給認定区分、兄弟姉妹の状況等によって取手市が設定した負担区分に応じて決定します。「利用者負担額決定通知書」にてお知らせします。
 - 8月分までの利用者負担額は、前年度の市町村民税額を基に、9月分以降は当該年度の市町村民税額を基に利用者負担額を決定します。
 - 未申告などの理由で市町村民税額が確定しない場合は、15階層となります。
 - 途中で利用をやめた場合は、在籍日数に応じた利用者負担額となります。
 - 3号認定の方が、年度途中で3歳の誕生日を迎え、2号認定に切り替わっても、その年度中は3号認定の利用者負担額を適用します。
 - 延長保育料は利用者負担額には含まれません。その他、利用する施設が設定する実費負担額等がかかる場合があります。
- ② 各認定区分における兄弟姉妹の数え方に基づき、第2子に該当する場合は、階層表の半額、3人目以降については無料になります。
 - 各認定区分の兄弟姉妹の数え方
下記※の施設・事業に在籍している就学前児童の中で、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。
※ 保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、訪問型保育事業、企業主導型保育事業・・・A
※ 特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部、児童発達支援、医療型児童発達支援・・・B
 - 新制度の対象となる施設・事業（上記A）をご利用されるお子さんの兄弟姉妹が新制度に移行しない幼稚園等（上記B）を利用している場合は、保育課まで申し出てください。
- ③ 公立保育所と私立保育園の保育料は口座振替で取手市に利用者負担額をお支払いいただきますが、それ以外の施設・事業については、直接各施設へお支払いいただきます。ただし、他市町村の公立保育所等をご利用の場合、利用している市町村へお支払いいただきます。
- ④ 世帯の負担能力に著しい変動が生じ利用者負担額の支払いが困難となる等、一定の条件を満たす場合は利用者負担額が軽減されることがあります。（育児休業や自己都合退職・転職等は軽減の対象になりません）
- ⑤ 世帯構成の変更（婚姻、離婚等）、施設・事業の退園、兄弟姉妹の施設・事業の入園（退園）、市民税額の変更の際は、必ず市に届け出てください。利用者負担額が現年度に限り変更になる場合があります。

2. 一部の世帯に関わること

- ⑥ ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の

交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯）、その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の子どもについては、第3階層及び第4階層はその額より1,000円減となります。

- ⑦ 里親及びファミリーホームに委託されている児童については、保育料無償となります。

3. 年収約360万円未満相当の世帯に関わること

⑧ 多子世帯に係る特例措置

- 市町村民税額所得割合算額が57,700円未満の世帯は、多子軽減となる児童の数え方における年齢上限がなくなります。生計が同一のおおさまの人数で、最年長者から順に1人目、2人目、、、と数え、第2子を半額、第3子以降が無償となります。

⑨ ひとり親世帯・在宅障害児(者)のいる世帯

- 市町村民税額所得割額が77,101円未満の世帯は、第1子保育料が4,200円以下に軽減され、第2子以降が無償になります。

4. 利用者負担額の減免について

- ⑩ 火災や風水害、地震などで罹災された場合や、病気やケガなどの理由により連続11日以上欠席をした場合、状況により、利用者負担額減免の対象となる場合があります。詳しくは保育課までご相談ください。

取手市立保育所・取手市内私立保育園 利用者負担額（保育料）

税額区分	階層	標準時間	短時間	
生活保護世帯	1	0円	0円	
市町村民税非課税世帯	2	0円	0円	
市町村民税均等割のみ課税世帯	3	6,700円	6,600円	
市町村民税所得割課税世帯の所得割額	48,600円 未満	4	9,200円	9,100円
	64,000円 未満	5	13,300円	13,100円
	97,000円 未満	6	20,000円	19,700円
	111,000円 未満	7	27,500円	27,100円
	127,000円 未満	8	32,400円	31,900円
	169,000円 未満	9	36,200円	35,700円
	200,000円 未満	10	39,900円	39,300円
	233,000円 未満	11	41,200円	40,600円
	264,000円 未満	12	42,400円	41,700円
	301,000円 未満	13	44,500円	43,800円
	349,000円 未満	14	48,300円	47,500円
349,000円 以上	15	52,000円	51,200円	

- 市外の保育施設等に入所した場合でも、利用者負担額（保育料）は取手市の基準料金になります。
- 保育料を決定する際の市町村民税所得割額は、住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除等を適用しない税額となります。
- 4月分から8月分の保育料は前年度の税額をもとに、9月分から3月分の保育料は現年度の税額により算定します。
- 世帯構成の変更（婚姻、離婚等）、施設・事業の退園、兄弟姉妹の施設・事業の入園（退園）、市町村民税額の変更の際は、必ず市に届け出てください。下記のとおり利用者負担額が現年度内に限り変更になる場合があります。
 - (1)届出年度の前年度の市町村民税に係る変更 届出年度の4月分から8月分までの保育料
 - (2)届出年度の市町村民税に係る変更 届出年度の9月から3月分までの保育料

利用者負担額（保育料）の納付について

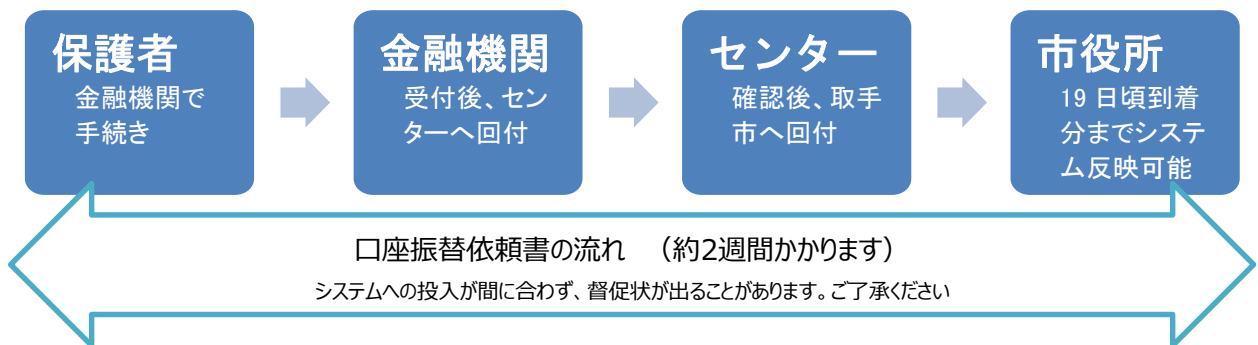
公立保育所・私立保育園は取手市で徴収します

口座振替での納付をお願いします。残高不足などにより振替ができなかった際は、現金での納付をお願いします。

- 指定金融機関の口座から毎月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引き落としさせていただきます。保育施設の利用決定後、次の金融機関のいずれかで、保育料徴収口座振替依頼契約を行ってください。
- 口座振替可能な金融機関は以下のとおりです。

みずほ銀行	ゆうちょ銀行
三井住友銀行	水戸信用金庫
常陽銀行	茨城県信用組合
筑波銀行	中央労働金庫
東日本銀行	茨城みなみ農協

- 口座振替依頼書が市に届くまでに約2週間かかります。



認定こども園・幼稚園は利用施設で徴収します

- 施設の納入方法によります。各施設にお問い合わせください。

保育料無償化のポイント

- ① 3歳児クラスから5歳児クラスまでのすべての子どもたちの**保育料が無償**となります。
- ② 0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの保育料は従来どおりですが、市民税非課税世帯、里親及びファミリーホームに委託されている児童、及び生活保護世帯については**保育料無償**となります。
- ③ 3歳児クラスから5歳児クラスまでの給食費（主食費・副食費）については、**実費徴収**となります。**各施設が定めた額**を、それぞれの施設に納めていただくこととなります。
- ④ 保育料無償化については、申請等の**手続きは不要**です。

【注意】

- 各施設で定めている**実費徴収分（帽子代や行事費など）の料金や延長保育料等**については、無償化の**対象外**です。
- クラス年齢・・・4月1日時点の年齢が『クラス年齢』となり、途中で3歳に到達したとしても、年度中は『2歳児クラス』となります。
- 主食費・・・ご飯、パン等の食材料費を指します。
- 副食費・・・主食費以外（おかず・おやつ等）の食材料費を指します。

給食費（主食費・副食費）について

3 歳児クラスから 5 歳児クラス

- これまで保育料に含まれていた「副食費」について、無償化にあわせた国の制度改正により、無償化以降は「保育料と別に実費徴収するもの」とされました。給食費については、各施設が定めた額を、利用施設に納めていただくこととなります。
- 年収が約360万円未満相当世帯、里親及びファミリーホームに委託されている児童、及び第3子は副食費免除となります。主食費のみ納めていただきます。
- 生活保護世帯の方については、市から施設に対し、主食費700円の補助がでます。（各施設で徴収する額との差額は、保護者負担となります。）
- 副食費免除対象者には、「副食費免除決定通知書」をお送りします。

0 歳児クラスから 2 歳児クラス

- 0歳児クラスから2歳児クラスの給食費については、従来どおり保育料に含まれます。そのため保育料が0円の場合には、別途給食費の徴収はありません。

給食費の取扱いは施設によって違います

公立保育所に通っている場合

- 保育料無償化対象者は、市で定める主食費700円、副食費4,500円の合計5,200円を納めていただきます。
- 副食費免除対象者は、主食費700円のみ納めていただきます。

納付方法

- 口座振替での納付をお願いします。振替ができなかった際は、現金での納付をお願いします。
- 口座振替手続きは前ページの「利用者負担額（保育料）の納付について」をご確認ください。

私立保育園に通っている場合

- 保育料無償化対象者は、主食費、副食費ともに各施設が定めた額を、利用施設に納めていただきます。
- 副食費免除対象者は、主食費のみ納めていただきます。
- 納付方法
 - 各施設で徴収となります。お手続きについては、各施設にご確認ください。
 - 兄弟で通っている場合、それぞれで収納方法の異なる場合があります。ご注意ください。
（例） 第1子 4歳児クラス・・・園で徴収
第2子 2歳児クラス・・・市で徴収（毎月26日引き落とし）

認定こども園に通っている場合

- 保育料無償化対象者は、主食費、副食費ともに各施設が定めた額を、利用施設に納めていただきます。
- 副食費免除対象者は、主食費のみ納めていただきます。

納付方法

- 各施設で徴収となります。お手続きについては、各施設にご確認ください。

幼児教育・保育無償化についての概要

無償化の範囲

対象施設・サービス	対象クラス年齢	無償の範囲	申請方法
①公立保育所	3～5歳児	一律無償化 給食代は、無償化の対象外です。	手続きなし
②私立保育園・認定こども園（保育部分）	市民税非課税世帯の0～2歳児		
③幼稚園・認定こども園（教育部分）	3～5歳児 ※預かり保育利用の場合は、「保育が必要な認定申請」が必要です。	③一律無償化	手続きなし
④私学助成幼稚園（新制度未移行幼稚園）		④月額25,700円まで 預かり保育は上限額あり。4月1日現在の年齢が 3～5歳：月額11,300円まで 2歳：月額16,300円まで◎日額450円 ※4月1日現在の年齢が2歳の場合は、市民税非課税世帯に限る	手続きあり 保育が必要な有無に関わらず、申請が必要です。
⑤認可外保育施設、ベビーシッター、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポート事業	保育の必要性があると認定された3～5歳児 市民税非課税世帯の0～2歳児	3～5歳児：月額37,000円まで 市民税非課税世帯の0～2歳児：月額42,000円まで	手続きあり 「保育が必要な認定申請」が必要です。※すでに認定を受けている場合は不要
⑥障害児通園施設	3～5歳児	一律無償化	手続きなし

※通園送迎費、行事費などの実費負担分は、無償化の対象外です。

対象施設など、詳細は下記問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

上記表の①～⑤については保育課（内線1725・1726）へ

⑥については障害福祉課（内線1333）へお問い合わせください。

幼児教育・保育無償化ハンドブックを作成しました

利用している施設・サービスごとの無償化情報を掲載しています。
どうぞご覧ください。

配布場所

市役所保育課・藤代総合窓口課



(幼児教育・保育無償化ハンドブックイメージ)

(参考) 市民税所得割額の確認方法

特別徴収（給与から天引き）の方

最新の給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書をご覧ください。（毎年6月頃にお勤め先などから、配布されています。）

税 額	市	税額控除前所得割額 ④	
		税 額 控 除 額 ⑤	
		所 得 割 額 ⑥	
		均 等 割 額 ⑦	
	県	税額控除前所得割額 ④	
		税 額 控 除 額 ⑤	
		所 得 割 額 ⑥	
		均 等 割 額 ⑦	

- 通知書中、「税額」の「市」の欄の「所得割額⑥」をご確認ください。
- 通知書の（摘要）欄に「住宅ローン控除 市〇〇円」と記載されている方は、その額を所得割額に加算した額となります。
- その他、税額控除の中に保育料算定については控除しないもの（住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除等）もありますので、この限りではありません。

※通知書のレイアウトや表記方法については市区町村により異なる場合がありますのでご了承ください。

普通徴収（個人での納付）の方

最新の市民税・県民税 税額決定通知書兼納税通知書をご覧ください。（毎年6月に市から送付しています。）

- 2枚目の「所得割」の「計①」の「市民税」をご確認ください。
- 「住宅借入金等特別税額控除額」の「市民税」が記載されている方は、その額を所得割額に加算した額となります。
- その他、税額控除の中に保育料算定については控除しないもの（住宅借入金等特別控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除等）もありますので、この限りではありません。

（注意）課税額がわからない場合は、最新の課税証明書を取得してください。電話でのお問い合わせには応じられません。

給食費一覧（令和7年4月1日現在）

表中に単位がないものは、ひと月分の代金です。物価高騰などにより今後変更となる場合があります。

（単位：円）

園名	1号認定			2号認定			
	主食費	副食費	計	主食費	副食費	計	土曜給食
公立保育所				700	4,500	5,200	0
取手保育園				1,000	4,500	5,500	0
ふたば保育園				700	4,500	5,200	0
育英保育園				700	4,500	5,200	0
たちばな保育園				700	4,500	5,200	0
共生保育園				700	4,500	5,200	0
稲保育園				1,000	4,500	5,500	0
戸頭東保育園				1,000	4,500	5,500	0
藤代駅前ナーサリースクール				1,000	5,300	6,300	
藤代中央保育園				1,200	5,300	6,500	325/食
たかさごスクール取手	1,000	5,300	6,300	1,000	5,300	6,300	0
認定こども園 取手ふたば文化	2,000	5,500	7,500	2,000	6,500+おやつ代1,500	10,000	450/食
認定こども園 めぐみ幼稚園	62/食	248/食	310/食	62/食	248/食+おやつ代2,000/月	310/食	310/食
みどりが丘幼稚園	1,000	5,000	6,000	3,000	5,950	8,950	450/食
幼保連携型認定こども園 戸頭さくらの森	150/食	200/食	350/食	150/食	200/食+おやつ代1,000/月	350/食	350/食
取手幼稚園	1,500	4,000	5,500	2,000	6,000	8,000	350/食
つつみ幼稚園	1,500	5,100	6,600 (飲物含む)	2,000	6,000	8,000 (おやつ・飲物含む)	400/食
光風台幼稚園	110/食	250/食	360/食	110/食	250/食+おやつ代1,500/月	360/食+おやつ代1,500/月	300/食
白山幼稚園	110/食	250/食	360/食	1,800	5,400	7,200	360/食
あづま幼稚園	800	4,400	5,200	1,000	7,500	8,500	425/食
チューリップ幼稚園	65/食	315/食 (飲み物付)	380/食				
チューリップ第二幼稚園	65/食	315/食 (飲み物付)	380/食				
藤代幼稚園			4,370				
公益社団法人取手市医師会 どんぐり保育園							

保育施設以外の 子育て支援情報

一時保育.....	1
認可外保育施設.....	3
とりでファミリー・サポート・センター(ファミサポ).....	3
病児・病後児保育.....	5
地域子育て支援センター.....	6

